

令和5年度福岡地方最低賃金審議会

第4回福岡県最低賃金専門部会

1 日 時 : 令和5年8月10日(木) 13:00~16:50

2 会 場 : 福岡合同庁舎 新館3階 共用大会議室A

3 出席者 : 【公益代表委員】 2人(定数3人)
【労働者代表委員】 3人(定数3人)
【使用者代表委員】 3人(定数3人)

4 主要議題

- (1) 福岡県最低賃金の改定について
- (2) その他

5 議事要旨

(労働者側)

中賃で示された40円が目安額に加え、地域間格差を縮めるため41円の引上げを求める。

(使用者側)

福岡市より高ポイントの北九州市の消費者物価指数(持家の帰属家賃を除く総合)を重視して、36円の引上げを主張する。

(公益委員)

公益委員案については、以下のとおり説明あり。

①今年度の中賃において、政府方針に配慮し、三要素を考慮した審議が行われた結果、Bランクには目安額40円が示されるとともに、地賃に対しては当該目安を十分に参酌しながら自主性を発揮することを期待するとしていること、公益委員見解で示された諸点を総合的に勘案したとされることについて賛同する。

②法定3要素のうち労働者の生計費について、消費者物価の高騰に対して消費が追いつきつつあるものの、最低賃金に近い賃金水準の労働者の生活が苦しくなってくるものと考えられる。一方、エネルギーコストや労務費コストの価格転嫁が十分でないことも考慮しなければならない。

③福岡地域の労働者の生計費、とりわけ消費者物価指数の昨年10月以降の対前年同月比を重視すべき。

- ④福岡県最低賃金に近い賃金水準で働く労働者が少なくない福岡県においては、これら労働者の購買力を維持強化する観点から、最低賃金が消費者物価を一定程度上回る水準であることが必要である。
- ⑤経済産業省が実施するエネルギー価格の負担軽減策事業の本年10月以降の扱いが不透明であり、企業物価と消費者物価の上昇が懸念される。
- ⑥以上を総合的に勘案すると、令和5年度福岡地方最低賃金額は41円（4.56%）の引上げが妥当である。

公益委員案にかかる採決が行われ、部会長を含めた出席委員数8のうち、賛成4（部会長を除く公益1名、労働者側3名）、反対3（使用者側3名）の賛成多数にて、公益委員案が議決された。

また、中小企業・小規模事業者が事業を継続し、雇用の維持・確保を図るため、政府等に対して早急な諸対策の実施・検討を求める付帯決議が全会一致で議決された。